

記入例(創業間もない方)①

企業等事業継続支援金支給申請書

令和2年 8月 21日

二宮町長様

申請者 所在地(住所) 〒 259 - 0123 二宮町二宮961番地
 名称(商号) NINOMIYA食堂
 代表者職・氏名 二宮 次郎 (印)
 生年月日 1987年 8月 14日
 電話 0463-71-5914

記入例(法人用)又は(個人用)をご確認いただきご記載ください。

令和元年7月以降に売上が生じるようになった場合、売上が生じた月から令和元年12月までの平均値をご記載ください。

の影響により、経営の安定に支障が生じており、二宮町長様へお詫言いたいので、次のとおり申請します。
 (町税の滞納の有無等を確認すること、暴力団員等でないこと)を確認するため神奈川県警察本部に照会すること

3月から6月の内、1つの売上が、創業して売上が生じた月から令和2年12月までの平均と比べ20%以上50%未満減少している月、売上をご記載ください。

令和2年 4月 売上金額(A)※	令和元年8月~12月平均 売上金額(B)※	減少率% (B-A)/B×100
500,000	800,000	37.5

減少率は20%以上であり、50%未満であること

A)「令和2年3月から6月」のいずれかの売上高を記載すること。

B) (A)に記載した「令和2年3月から6月」の平均売上高を記載すること。

※2 令和元年7月から12月に売上高が生じた月の平均値を記載すること。

エクセルで数字を入力する場合は数式が入力されているため自動計算になります。
 手書きの場合、計算した上で数値をご記載ください。

各月の売上をご記載ください。ただし平成31年1月~令和元年6月の欄は空欄でご提出をお願いします。

(B)「令和2年1月から3月までの月平均」の売上高を記載すること。

令和2年1月から6月の売上高		平成31年1月から令和元年6月の売上高		減少率
1月	720,000円	1月	円	%
2月	650,000円	2月	円	%
3月	520,000円	3月	円	%
4月	500,000円	4月	円	%
5月	600,000円	5月	円	%
6月	550,000円	6月	円	%

※減少率が50%を超えている月がある場合は、支給対象となりません。

売上高等 平成31年3月から令和元年6月までの売上高の合計が20万円以上になっている。
 (創業間もない場合)売上高が生じた日から連続した4か月以上の合計が20万円以上。

← 該当する場合は空欄でご提出をお願いします。

申請額 200,000円

忘れずに☑を入れてください。

添付書類 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
 個人の場合、開業届又は営業許可書の写し及び身分証明書の写し
 個人にあっては、令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し(確定申告していない場合は、令和2年度分の市町村民税、都道府県民税申告書の写し)並びに令和元年分所得税青色申告決算書の1ページ及び2ページ(月別売上(収入)金額の記載があるもの)又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類の写し
 3 振込口座の通帳写し

誓約書

- ・ 二宮町中小企業等事業継続支援金支給要綱第3条(支給対象者)の規定に該当すること
- ・ 申請の内容及び提出する関係書類に相違ないこと
- ・ 偽りやその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合、支援金の返還に応じること

上記のことについて、誓約します。

申請者氏名

二宮 次郎

㊞

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

忘れずにご記載、押印してください。

(1) 令和2年3月末日までに町内に事業所を有し、今後も継続して町内で事業活動を行う意思を有すること。

(2) 令和2年1月から6月までの間の前年同月と比した売上減少率が各月とも50%未満で、かつ3月から6月までのいずれか一月が20%以上であること。ただし、開業後間もない等で、売上高を前年同月と比較することができない場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア 令和元年12月以前に開業した者にあつては、同年の月平均の売上高と、令和2年3月から6月までのいずれか一月の売上高を比して20%以上減少していること。

イ 令和2年1月以降に開業した者にあつては、同年1月から3月までの月平均の売上高と、令和2年4月から6月までのいずれか一月の売上高を比して20%以上減少していること。

(3) 平成31年3月から令和元年6月までの売上額の合計が20万円（事業開始が前述の期間に満たない者にあつては、創業してからの売上高の月平均が5万円）以上であること。

(4) 令和2年1月から6月までの売上高について、国の持続化給付金の支給対象となっていないこと。

(5) 個人事業主にあつては、事業収入が事業収入以外の収入（公的年金収入を除く）より多いこと。

(6) 令和2年1月31日までに到来した納期限の町税を完納している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

(1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者。

(2) 法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に規定する公共法人

(3) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体

(4) 二宮町暴力団排除条例（平成23年二宮町条例第21条）第2条第2号から第5号までに規定する者と密接な関係を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が認める者